

国内経済要録

◇準備預金制度の準備率引下げ

本行は、一昨年末来金融引締め措置を実施してきたが、その後、国際収支もおおむね順調な改善を示しているほか、国内経済に対する調整効果も相当程度に浸透してきている状況にかんがみ、準備預金制度の準備率のうち、その他の預金についての準備率を従来の2分の1に引き下げ、12月16日から実施した。なお、定期性預金についての準備率は、従来のまま据え置いた。

新準備率は次のとおり。

	銀行、長期信用 銀行および外国 為替銀行		相互銀行および 信用金庫	
	定期性預金	その他預金	定期性預金	その他預金
預金残高 1000億円超	0.5 / 100	1.5 / 100	0.25/100	0.75/100
預金残高200億円 超、1000億円以下	0.5 / 100	1.5 / 100	0.25/100	0.75/100
預金残高 200億円以下	0.25/100	0.75/100	なし	なし

◇公定歩合、および本行保有手形の売却金利、および債券売買価格算定上の基準利回りの引下げ

本行は、昨年末の準備預金制度の準備率引下げ後も国際収支が引き続き改善を示しており、経済活動も落ち着きぎみに推移している状況にかんがみ、この際輸出貿易手形割引歩合および同手形を担保とする貸付利子歩合を除く各基準割引、貸付利子歩合を各日歩1厘引き下げることとし、1月9日から実施した。

	新	旧
商業手形割引歩合	日歩 1銭7厘	日歩 1銭8厘
輸出貿易手形割引歩合	1銭1厘	1銭1厘
輸出貿易手形を担保とする貸付利子歩合	1銭2厘以上	1銭2厘以上
輸入貿易手形を担保とする貸付利子歩合	1銭7厘以上	1銭8厘以上
国債または特に指定する地方債、社債、その他の債券を担保とする貸付利子歩合	1銭8厘以上	1銭9厘以上
その他のものを担保とする貸付利子歩合	1銭9厘以上	2銭以上
当座貸越利子歩合	2銭	2銭1厘

なお、これに伴い、地方銀行および農林中央金庫に対する本行保有手形の売却金利を、日歩1厘引下げ日歩1銭9厘に、また売買対象債券のうち、東京銀行債券の売買価格算定にあたり適用する基準利回りを日歩1銭8厘6毛3糸(年利6.8%)に変更することとし、いずれも1月9日から実施した。

引下げ後の本行基準割引歩合および貸付利子歩合は前表のとおり。

◇銀行貸出自主規制金利などの引下げ

全国銀行協会連合会では1月12日、今回の公定歩合引下げに伴い、下表のとおり銀行貸出金利の自主規制最高限度のうち標準金利および輸入貿易手形金利をそれぞれ日歩1厘引き下げることと決定し、1月14日から実施した(その他の金利は据え置かれたが、このうち並手金利の最高限度の据置きは今後の金利自由化を志向して金利に幅をもたせるための措置である)。また同時にコールの出し手レートの申合せ最高限度を日歩1厘引き下げ2銭1厘とした。

なお信託協会においても、同日指定金銭信託資金貸出金利(全銀協申合せによる銀行貸出最高金利の日歩1厘高)のうち、標準金利を日歩1厘引き下げ(引下げ後日歩1銭8厘)こととし、14日から実施した。また相互銀

銀行貸出金利の自主規制最高限度

種 類	新 利率	備 考
1. 標準金利 (1) 日本銀行再割引適格 商業手形の割引	日歩 (年利)	
1件300万円超	1銭7厘 (6.205%)	1厘引下げ
1件300万円以下	1銭8厘 (6.570%)	〃
(2) 信用度においてこれに準ずる手形の割引および貸付		
1件300万円超	1銭7厘5毛(6.388%)	〃
1件300万円以下	1銭8厘5毛(6.753%)	〃
2. 輸出貿易手形のうち日本銀行再割引適格手形の割引および貸付	1銭3厘 (4.745%)	据置き
3. 輸出貿易手形のうち日本銀行再割引適格手形以外の手形の割引および貸付	1銭5厘 (5.475%)	〃
4. 輸入貿易手形の割引および貸付	1銭8厘 (6.570%)	1厘引下げ
5. その他の手形の割引ならびに貸付		
1件300万円超	2銭2厘 (8.030%)	据置き
1件300万円以下	2銭3厘 (8.395%)	〃
6. 当座貸越	2銭5厘 (9.125%)	〃

行協会および信用金庫協会では、従来から公定歩合に關連して貸出金利を変更していないので、今回も据え置くこととした。

◇米ドル建現地貸金利率の引上げ

本邦側甲種外国為替公認銀行は、最近における米国のBAレートが、現地貸金利率の前回改訂時(昭和38年12月16日)に比し大幅上昇をみていることなどにかんがみ、米ドル建現地貸金利率を年々 $\frac{1}{2}$ %引き上げて、一般年6.25%、サービス年6%とし、1月4日以降実施した。

◇昭和40年度予算編成方針および予算案概算の決定

政府は12月18日の閣議で、昭和40年度予算編成方針を決定。要旨次のとおり。

昭和40年度の財政運営は、きびしい国際経済環境のもとで、通貨価値の維持と国際収支の均衡を確保し、わが国経済の長期にわたる安定成長を達成することを主眼とし、農林漁業および中小企業の近代化、生活環境の整備、地域格差の是正など重要施策を積極的に推進するこ

一般会計予算案の内容

(単位・億円)

		40年度 予算	39年度 当初 予算	増減(Δ)	増減率 (%)
歳 入	租税および印紙収入	32,877	29,043	3,834	13.2
	その他収入	3,007	2,751	256	9.3
	前年度剰余金受入れ	697	761 ^Δ	64 ^Δ	8.4
	合計	36,581	32,554	4,026	12.4
歳 出	社会保障関係費	5,164	4,307	857	19.9
	文教および科学振興費	4,757	4,136	621	15.0
	恩給関係費	1,671	1,515	156	10.3
	地方交付税交付金	7,162	6,214	948	15.3
	防衛関係費	3,014	2,751	263	9.6
	公共事業費(除災害)	6,217	5,337	880	16.5
	〃(災害復旧)	669	627	43	6.8
	住宅対策費	365	300	65	21.7
	環境衛生対策費	108	88	19	22.0
	貿易振興・経済協力費	129	102	27	26.4
	海運対策費	137	102	35	34.3
	中小企業対策費	218	166	52	31.6
	農業構造改善対策費	160	136	24	17.5
	食管会計繰入れ	1,096	1,026	70	6.8
	産投	125	572 ^Δ	447 ^Δ	78.1
	その他事項経費	5,089	4,876	213	4.4
	予備費	500	300	200	66.7
	合計	36,581	32,554	4,026	12.4

とにより、経済・社会の各分野における均衡のとれた発展を期することをその基本とする。このため、予算編成にあたっては、健全均衡財政の方針を堅持するとともに、予算の合理化とその規模の圧縮をはかる。

- (1) 国税において、平年度約1,200億円の減税。
- (2) 農林漁業および中小企業の近代化、合理化の推進。
- (3) 社会保障制度の充実、住宅および生活環境施設の建設。
- (4) 文教の刷新充実、科学技術の振興。
- (5) 道路、港湾、鉄道など社会資本の整備、治山、治水対策の推進による国土の保全。
- (6) 輸出の振興、対外経済協力の推進、貿易外収支の改善。
- (7) 雇用対策の強化および労働力の流動化促進。
- (8) 補助金などの整理合理化。
- (9) 行政機構の拡充を厳におさえ、人員の新規増加を抑制。
- (10) 地方財政も国と同様の方針で運営。

なお、12月19日の閣議において、40年度予算の大蔵原案が提出され、各省との復活折衝の後、28日の閣議において、一般会計予算案(概算)を了承するとともに、財政投融资計画を正式に決定。規模は一般会計36,581億円、財政投融资計画16,202億円。

財政投融资計画原資内訳

(単位・億円)

	40年度 計画	39年度 当初計画	増減(Δ)	同率(%)
産投出資	557	812	Δ 255	Δ 31.4
資金運用部	10,639	8,054	2,585	32.1
簡保資金	1,100	1,500	Δ 400	Δ 26.7
公募債・借入金	3,260	2,500	760	30.4
外貨債等	650	536	114	21.3
計	16,206	13,402	2,804	20.9

◇昭和40年度税制改正に関する税制調査会の臨時答申および政府案の決定

税制調査会は12月12日、昭和40年度の税制改正案を内閣総理大臣に答申した。その要旨以下のとおり。

- (1) 現在の所得税の負担、とくに中小所得者の負担はなおかなり重いので、課税最低限の引上げおよび税率の累進度の緩和に重点をおいてその軽減を行なう。また各種所得者間の負担の均衡をはかるため、給与所得者の負担軽減措置を講ずる。
- (2) 開放経済体制に対処して、企業の体質改善、国際競争力の強化に資するため、法人税率の引下げによる一

一般的な負担を軽減するほか、中小企業の負担軽減をはかるため、所要の改正を行なう。

(8) 利子ならびに配当課税に対する特例の改正など租税

昭和40年度税制改正による増(+)減収額

(単位・億円)

	答 申		政 府 原 案	
	平年度	初年度	平年度	初年度
所 得 税	1,025	890	922	802
基礎控除の引上げ	430	380	229	201
扶養控除の引上げ	280	240	298	257
給与所得控除の引上げ	215	190	225	202
専従者控除の引上げ	40	30	53	40
税率の改正	60	50	—	—
配偶者控除の引上げ	—	—	114	100
医療費控除の引上げ	—	—	3	2
法 人 税	280	160	314	184
税率の引下げ	240	140	239	142
中小企業の軽減税率の引下げ	40	20	44	22
同族会社の留保所得課税の軽減	—	—	31	20
相 続 税	—	—	5	2
特 別 措 置	+ 520	+ 515	+ 48	+ 164
利子所得課税の改正	+ 400	+ 335	21	+ 79
配当所得課税の改正	+ 45	+ 160	102	+ 30
交際費の損金不算入制度改正その他	+ 75	+ 20	+ 152	+ 38
石 油 ガ ス 税 (創設)	—	—	+ 19	+ 17
合 計 (國税)	785	535	1,158	820

特別措置の整理合理化をはかる。

(4) 住民税の負担の不均衡是正を引き続き推進するほか、個人事業者の事業主控除の引上げなど地方税の合理化をはかる。

この答申を受けて、1月19日、40年度税制改正の政府原案が決定をみたが、その内容は答申とやや異なるものとなった。税制調査会の答申とおもなる相違点は、所得税法の改正は課税最低限の引上げに重点をおいたこと、資本の蓄積推進の見地から、利子ならびに配当課税に対する特例を若干改正の上存続すること(注)としたことなどである。

- (注) おもな改正点は次のとおり(①および③は2年間の時限措置)
- ① 利子、配当所得の源泉徴収税率を現行の5%から10%に引き上げるとともに、配当所得については税率15%の源泉選択制度を設ける。
 - ② 利子所得については、小額貯蓄非課税限度を現行の50万円から100万円に引き上げる。
 - ③ 株式配当金については、1銘柄あたり5万円まで申告義務を負除する。

◇大蔵省証券の発行

政府は、昨年12月中における財政資金対民間収支の大幅払超に伴う国庫金の一時的不足にあてるため、大蔵省証券450億円(割引歩合日歩1銭5厘5毛、期間30日)を12月23日(200億円)と28日(250億円)にそれぞれ発行し、公募分を差し引いた残額449億円を本行において引き受けた。本行引受分については、本年1月5日に繰上げ償還された。

なお、大蔵省証券の発行は、昭和34年12月以来5年ぶりのことである。

(参 考)

政府の40年度経済見通し

	単位	38年度	39年度	40年度	39年度	40年度
		(実績)	(実績見込み)	(見通し)	38年度	39年度
国民総生産	億円	224,538	253,600	281,600	(%)	(%)
(同実質伸び率)		—	—	—	112.9	111.0
国内民間総資本形成	億円	62,516	65,800	70,600	105.3	107.3
生産者耐久施設	〃	41,489	46,500	49,000	112.1	105.4
在庫品増加	〃	13,633	10,000	10,000	73.4	100.0
個人住宅	〃	7,394	6,300	11,600	125.8	124.7
個人消費支出	〃	118,609	134,700	151,800	113.6	112.7
政府経常支出	〃	21,867	25,100	28,000	114.8	111.6
〃 資本支出	〃	25,163	29,600	32,300	117.6	109.1
輸出など	〃	24,398	30,100	33,600	123.4	111.6
輸入など(控除)	〃	28,015	31,700	34,700	113.2	109.5
鉱工業生産指数	35年=100	149.5	172.1	190.2	115.1	110.5
農林水産業生産指数	38年度=100	100.0	105.7	108.8	105.7	102.9
卸売物価指数	35年=100	101.5	101.3	101.8	99.8	100.0
消費者物価指数(全都)	〃	122.0	127.9	133.7	104.8	104.5
輸 出	百万ドル	5,567	6,800	7,650	122.1	112.5
国 輸 入	〃	5,980	6,650	7,300	111.2	109.8
貿易収支	〃 △	413	150	350	—	—
際貿易外収支	〃 △	409△	500△	600	—	—
經常取引収支	〃 △	822△	350△	250	—	—
収 資本取引収支	〃	961	480	250	—	—
誤差脱漏	〃 △	96△	130	0	—	—
支 特別借入	〃 △	90	0	0	—	—
総 合 収 支	〃 △	47	0	0	—	—